

福島県からのお知らせ

令和7年産米の全量全袋検査について

検査の概要

避難指示等のあった市町村のうち、下記の7町村において生産された令和7年産米は、すべての米を対象とした放射性物質検査を行います。

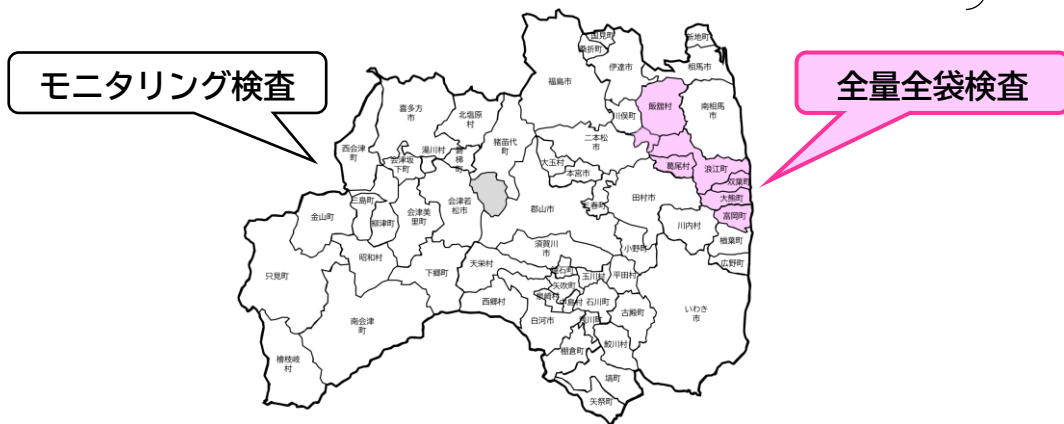
出荷・販売される米だけではなく、自家消費米・縁故米も含めて、すべての米袋に検査用バーコードラベルを貼り、放射性物質の全量全袋検査を受けてください。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

検査対象地域

以下の7町村では、令和7年産米において全量全袋検査を実施します。

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
及び川俣町(旧山木屋村)



注)南相馬市は令和7年産米からモニタリング(抽出)検査に移行します。

米検査済みラベルについて

令和7年産米のバーコード・検査済みラベルは**オレンジ色**です。

検査用バーコードラベルは、検査を受けるまでにすべての米袋に貼り付けてください。

検査結果は、識別番号ごとに以下のURLにて公開します。

(https://fukumegu.org/ok/contentsV2/kome_summary.html)



全袋結果



検査の対象範囲について

主食用米だけでなく、加工用米、飼料用米、備蓄用米、米粉用米、輸出用米も全量全袋検査の対象です。

また、自家消費米、親せきなどに配る縁故米、くず米も検査の対象です。

この検査は、すべての米を検査することで、消費者の信頼を得ることができるため、ご理解・ご協力をお願いします。

基準値を超過しないための取り組みについて

異物(土砂等)の混入は、検査で放射性物質の濃度が高い値を示す原因となります。特にくず米では、土や石等の異物が混入しないように丁寧に調製したうえで、検査を受けてください。

【自己チェック点検項目】

- ☐ 稲が倒伏した水田では、収穫時に土壌が混入しないように作業する。
- ☐ 調製(粳摺り・袋詰め)作業中は、作業場の清掃を徹底するなど、米袋内に異物やごみの混入が無いように気を付ける。

モニタリング検査対象地域の米について

避難指示等のあった12市町村以外の地域では、令和2年産米からモニタリング検査※に移行しています。(12市町村のうち広野町、川内村は令和4年産米から、田村市は令和5年産米から、楡葉町は令和6年産米から移行しており、南相馬市は令和7年産米から移行します。)

米を生産した地域によって、全量全袋検査かモニタリング検査のいずれかを行うことになるため、全量全袋検査とモニタリング検査の両方の対象地域で米を生産する農家の方は、収穫した地域によって検査方法が異なります。そのため、全量全袋検査対象の米とそれ以外の米を分けて管理することが基本となります。

※ モニタリング検査は、全量全袋検査からの移行年次ごとに検査点数を定めて抽出検査を行い、基準値超過がなければ出荷・販売の自粛が解除される仕組みです。

モニタリング検査の結果は、以下のURLにて公開されます。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r7.html>)

モニタ結果



米の全量全袋検査に関するお問い合わせ先

お住いの市町村、各農林事務所農業振興普及部・普及所、ふくしまの恵み安全対策協議会または県農林水産部水田畑作課にお問い合わせください。

ふくしまの恵み安全対策協議会 電話:024-521-8446

福島県農林水産部水田畑作課 電話:024-521-7360